

〈原著〉

家族支援の比較ジェンダー学研究：第1報

— フィンランドのネウヴォラと育児パッケージにみる子育ての社会化 —

木 脇 奈智子 (藤女子大学 人間生活学部 保育学科)

太 田 由加里 (田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科)

戦後、「母子」枠組みでとらえられてきた日本の子育ては現在少子化と人口減少により転換期に来ている。しかし、日本の子育て支援政策は少子化対策あるいは未就園児を持つ母親支援に矮小化されており、男女共同の子育てや子育ての社会化の視点が必要である。

本研究の目的は、ジェンダー先進国における家族支援について、比較文化的かつジェンダー平等の視点から考察することにより、現在の日本の子育ておよび子育て支援の課題や方向性を明確にすることにある。

本稿は、フィンランドの妊娠期から続くワンストップ型の子育て支援「ネウヴォラ」を取り入れた日本版ネウヴォラの事例研究、およびフィンランドの母親手当である「育児パッケージ」の事例研究から、フィンランドにおける子育ての社会化と子ども・子育て観を明らかにする。さらに日本の子育てと対比させ今後の課題を考察する。

キーワード：フィンランド、ネウヴォラ、育児パッケージ、家族支援、子育ての社会化

1. はじめに

2015年4月、子育て支援法及び子ども・子育て支援新制度が施行されることになった。

従来、日本では乳幼児期からの社会保障という考えが希薄であったが、少子化対策や子育て支援の視点から、近年ようやく乳幼児期に目が向けられることになった。乳幼児への社会保障という意味では画期的な制度と言える。

少子化対策に端を発した子育て支援の目的は、現在、どのような内容・状況になっているのだろうか。1994年以降の子育て支援は少子化対策に重点が置かれ、従来の標準家族モデルを基準にしていることから、多様な子育ての主体や状況に対応しきれていない現状がある。

今後の子育て支援は、標準家族モデルの家族だけでなく、ひとり親の生活問題、貧困による子どもの格差の拡大、東日本大震災など自然災害による家族構成の変化や危機、子ども虐待や不登校、いじめ、自死など子どもを取り巻く環境の変化や、子どもだけでなく「家族を包摂した支援」が求められる。

また従来の子育て支援は、母親がその主体となる子

育て支援を仮定しており、必ずしも子ども主体のものではない。ましてや父親や親を超えた母親のパートナーを意識しているものではない。これまでのようなジェンダー意識の変革のない子育て支援には限界がある。

子どもの育ちを支援する、子どもを主体とする支援、ジェンダー平等を意識し、父親や子育てをする人を対象とした支援、支援対象者のダイヴァーシティを意識した支援が必要である。

しかし一方で、2015年に文部科学省が要求していた幼児教育の無償化は見送られた。年収360万円未満世帯の5歳児から幼稚園と保育所の利用を無償化し、最終的には所得制限もはずして、3歳児まで対象を広げる。これが文科省の構想であった。

現在我が国の子どもは6人に1人が相対的貧困に陥っている。貧困の連鎖が広がるなか、困窮した世帯に生まれ育っても、その影響を受けずに多様な能力を伸ばすことができる条件づくりは子どもにとってもっとも根本的な生活保障である。また母親の就業を広げる上でも効果的でもある¹⁾。

子ども・子育て支援制度の目的を改めて確認し、子育てを取り巻く地域、社会の現状を把握しつつ、この

新制度をどのように現実に活かしていくのか、比較ジェンダー学の視点から考えていきたい。

2. 子育て支援の新たな動き—日本版ネウヴォラの動向—

2014 年から日本でも女性の妊娠・出産、子育て期間中まで一貫して支援する動きと共にその拠点を整備する動きが始まっている。これらは出産前後や子育て中の悩みや相談に対し、適切な行政サービスを横断的、継続的に「切れ目のない支援」を提供する考えで取り組まれている。

こうした動きは福祉先進国のフィンランドの出産・子育て支援策（木脇・太田 2014）を参考にしており、産前から子どもが就学するまでの相談や支援を切れ目なく手掛ける。フィンランドの首都ヘルシンキには支援拠点が 24 か所あり、無料で利用でき、保健師 200 人が相談や支援にあたっている。

首都圏では、埼玉県和光市でネウヴォラをモデルにした「わこう産前・産後ケアセンター」（助産院）を設け、母子手帳を渡す折に「近くに子育てを手伝ってもらえる親族はいますか」、「一時保育の制度は知っていますか」などと尋ねている。女性たちが子育ての不安を訴えると「困ったことがあったら何でも相談してください」と積極的な姿勢で子育ての相談に応じている。

和光市では、2014 年 10 月「わこう版ネウヴォラ」制度を立ち上げ、市内の保育所や助産院などに窓口を 4 か所設けている。そしてそこに保健師や助産師の資格を持つ「母子保健コーディネーター」を配置している。それらは子育て支援センターとも併設されていたり、民家を活用して子どもを連れた母親や出産前の女性が気軽に立ち寄れるような配慮がなされている。ネウヴォラとはフィンランド語で「助言の場」を意味し、地域に子育て家庭の支援拠点を設け、保健師が継続して支援する制度である。

出産が近付いた女性には乳児の入浴法などを伝える「プレパパママ教室」を案内する。出産後に乳児健診を受けない場合は、自宅を訪問して事情を聴く。親族らの支援が得られない母親には「一時保育サービス」などを紹介し、一人ひとりに適した子育て支援メニューを提供している。

さらに千葉県浦安市では、2014 年度から「浦安版ネウヴォラ」と名づけた支援サービスに取り組んでいる。妊娠、出産、子どもの 1 歳の誕生日の 3 回に分け、ケアプランを作成する。初回のケアプランについては、2014 年 10 月から作成を始め、2 回目は出産時となるが、「こんにちは赤ちゃんギフト」として子どもの肌着

などを進呈する。これはフィンランド・ネウヴォラの「育児パッケージ」の考え方を取り入れていると思われる。3 回目は育児サービスなどを利用できる金券を無償配布する予定となっている。

神奈川県横浜市では、市内全 18 区役所が窓口となり、母子手帳を交付した人を対象に産前ケアとして、面談方式で相談にのったり、保健師らが支援に乗り出している。産後ケアの相談員を派遣する事業も展開しており、ネウヴォラの主旨に沿った支援策に取り組んでいるという²⁾。

その他にも三重県名張市、愛知県高浜市でもネウヴォラの考えに沿った産前、出産、産後の切れ目のない継続的支援が展開されている。

東京都では、2015 年度から「東京版ネウヴォラ」という産前産後から子どもの就学期までの全ての子育て家庭を支援する新制度をスタートさせる。フィンランド・ネウヴォラを参考にした「東京版ネウヴォラ」制度で、親は、担当の保健師による育児相談を継続的に受けることができる。都は、新制度に必要な保健師の増員を区市町村に促す予定である。

東京版ネウヴォラでは、保健所や保健センター、子ども家庭支援センターが子育ての総合相談窓口となる。さらに各家庭の担当保健師をできるだけ固定し、妊娠から産前産後、就学までの様々な場面で相談を受け付けたり、利用できる行政サービスを紹介したりする。都は新制度を実施する区市町村に対し、保健師の増員分の人件費を補助する。

また都は新年度から、妊婦 1 人当たり 1 万円分の子育て用品や育児ヘルパーの利用券などを配布する「育児パッケージ」事業も実施する。保健師らが、子育て用品などを受け取った親と面談することで、妊娠段階から支援を始められるという³⁾。

東京都内の世田谷区では、未就学児が年間約 1000 人ずつ増えていることを踏まえ、ネウヴォラを参考にした支援策を検討中という。

以上のように、「日本版ネウヴォラ」が次々と誕生している。フィンランド・ネウヴォラの目的は、ワンストップで利用者の立場に立った切れ目のないサポートとサービスを提供し、丁寧な対話で信頼関係を築くことで子どもと家族の心身の健康を追及することにある。産前からの「切れ目のない支援」「1 か所ですべて相談できる支援」「パートナーを含めた家族支援」が特徴である。

日本版ネウヴォラでは、その支援の流れはフィンランド・ネウヴォラを参考にしているものの、支援の主対象はあくまでも母親である。フィンランドのようなパートナーを含めた家族支援という視点、家族支援の

内容についての明記は特にはない。

フィンランドのジェンダー平等な子育て支援はどのように展開されてきたのだろうか。

以下に「育児パッケージ」を事例として、フィンランド社会が子どもの誕生に向ける視線およびフィンランドの子育てが社会化されてきた歴史について概観する。そこから、日本の子育ての今後の課題について逆照射したい。

3. フィンランドの育児パッケージ

(1) 育児パッケージとは

育児パッケージは、出産に際し、KELA（フィンランド社会保険事務所）から支給される母親手当の一つである。母親は第1子140ユーロの現金支給または育児パッケージを選択することができる。ほとんどの家庭はパッケージを選択する。

所得制限はないが、ネウヴォラもしくは医療機関での妊婦健診を受診していることが支給の条件となる。毎年4万世帯に配布され、中身はベビーケアアイテムやベビー服、親が使用するアイテムなど広範囲にわ



写真1 育児パッケージ（大田区立男女共同参画センター）

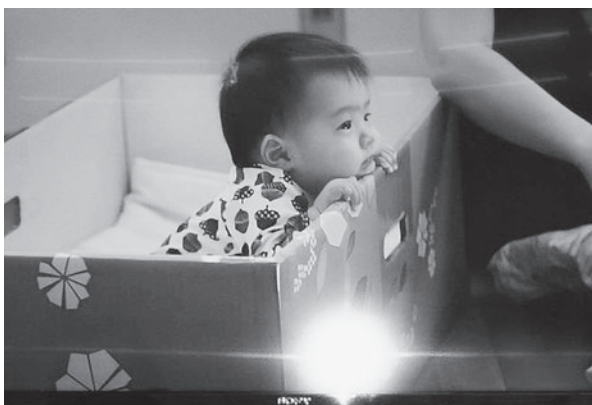


写真2 育児パッケージ（箱は赤ちゃんのベッドになる）

たっている。パッケージの箱はベッドとして利用でき、箱のサイズに合わせたマットレスや羽毛布団、などのベッドリネンが用意されている。

現在のパッケージにはカラフルな木がデザインされている。KELAは2011年にアールト大学芸術・デザイン・建築学部の学生を対象にデザインコンペを行った。その結果、ヨハンナ・ウスト・ヘッグブルムによる「Family Tree（ファミリーツリー：家族の木）」が採択され、2012年秋からパッケージに用いられた。このデザインは、家族がパッケージに生まれた子どもを寝かせることで完成するという⁴⁾。まさに国を挙げての新生児歓迎のプログラムといえるだろう。

(2) 育児パッケージの成り立ちと変遷

パッケージを無料で提供する仕組みは、民間団体の発案で始まり、1937年に法制化された「母親手当」の現物支給として位置づけられるようになった。この背景には、総じて国民が貧しかった第二次世界大戦前に、新生児用品の準備はもちろんのことであるが、家庭内に新生児のための安全で衛生的なスペースを設ける目的があったという。国家予算の多くが国防に使われていた時代に、単なる救貧施策ではなく「子どもの権利」として、育児パッケージの支給が始まったことは注目に値する。

1949年には支給のための所得制限が撤廃された。このシステムは妊婦健診への動機づけとして効果的であったとされ、現在はほぼすべての妊婦が妊婦健診を受け、リスクの早期発見・早期予防に貢献している⁴⁾。近年の日本でも妊婦健診を受けない、または経済的に受けられない妊婦が増えている。健診の経済的責任を親に課している点で、フィンランドの取り組みとは対照的である。

パッケージの中身は、価格や用途、両親からの要望を取り入れながら少しずつ改良されてきた。たとえば、新生児のための綿の産着は白から、漂白されない生成りへと色を変えた。現在は、カラフルなベビー服や北国ならではのスノースーツ、フットカバーなどがある。色はライトブルー、オレンジ、茶、きみどりなど明るくジェンダーフリーであることが特徴である。また歯ブラシその他のアイテムなどが入っており、パッケージがあれば、新生児用品が全て間に合う。

表1は育児パッケージの変遷を年表にしたものである^{脚註1)}。表1から、フィンランド社会の変化とともに育

1) 「赤ちゃんようこそ！」フィンランドの育児パッケージ展（東京都港区立男女共同参画センターリーブラ2015年1月31日確認）におけるパネル展示資料より木脇が抜粋し作成。

表1 育児パッケージに関する年表（フィンランド大使館広報部）

1938	フィンランド出産育児助成法により、2/3の妊婦に手当て支給 子ども一人につき450フィンランドマルカ（10,750円・労働者の月給の1/3） 現金または現物を選択可。現物は赤ちゃん向け・母親向け・母子共有の3種類
1930-40	家庭での裁縫が一般的。パッケージには赤ちゃん用品のための布地が入れられていた 戦時中はとくに自分で作ることが求められた
1940-46	布不足。厚生省はフランネル、シーツ類をすべて国防省に供出 1942-1946年まで過酷な繊維品不足。育児パッケージには代用品が多くなり、紙製品の服やシーツ、レーヨン や再生繊維が採用された
1949	手当の所得制限が撤廃され、全ての母親が受給権利を得る 妊娠4か月までに妊婦健診を受けることが義務付けられる
1950	戦後、育児パッケージの中身が増える。衣服は白か無漂白の綿 1957年以降既製品になり、色ものの毛布やタオルが含まれるようになる
1960-1970	フィンランド社会の変革期。新興住宅地の増加。ライフスタイルの変化 働く母親と既製品の増加。洗濯機の一般化により衣類がカラー化する
1968	キルトが寝袋に変わる。寝袋のデザインは生まれた年がわかるよう毎年変更
1969	長方形の使い捨て紙おむつが加わる
1980	国民の生活が安定しパッケージの継続の必要性が議論になるが、世帯当たり家族構成員増加のため継続となる。 知育と心理面に配慮した玩具が加わる
1990	法改正により、養父母にもパッケージが支給される。ボディスーツが加わる
1994	母親手当はKELA（フィンランド社会保険庁事務所）とからなる支給となる
2000	国の経済成長からパッケージ内容の見直しが進む。2006年より布おむつ 母乳促進のため哺乳瓶とおしゃぶりが外れる
2009	環境上の理由から紙おむつ廃止される（フィンランド布おむつ協会より表彰）
2012	育児パッケージの箱デザインコンペ開催。Family Treeが受賞・採択される

児パッケージとその内容が変化してきたことが読みとれる。

母乳育児促進のためにおしゃぶりを外すなど、その時々々の社会問題や、子育て法の変化への対処が見られる。さらに、環境問題を考えて紙おむつから布おむつへ変更するなど、「子どものため」ととどまらず、環境や社会全体に配慮されていることも特徴である。

母親が出産後の体型を元に戻すための親向けアイテムが入れられていた時期もある。現在は、望まない時期妊娠を防ぐために避妊具が入っている。子どもだけではなく、新生児を取り巻く親や家族の状況にも配慮が見られる。単に、子ども向け用品が国からお祝いとして贈られるわけではない。ここに、フィンランド政府の子ども観や環境、家族観があらわれている。

(3) パッケージに見るフィンランド社会の子育て観

育児パッケージを支給された母親にとって、新生児グッズが支給されることによる安心感や、中身を取り出してすぐ使える利便さはいままでのない。しかし、「物」としての価値以上に、国から新生児の誕生が祝福され歓迎されているという心理的価値が大きいと推測される。

育児パッケージは生まれてくるすべての子どもたちと、その家族への社会からのわけ隔てない祝福と歓迎のシンボルである⁴⁾という。すべての子どもと親に平

等な子育て環境を用意する、そして子育ては親に任せきりにしないというフィンランドの国の理念が象徴されている。

森林以外の資源に乏しく、人口が少ないフィンランド社会において、子どもが誕生することは社会の希望であり、まさに「あかちゃんようこそ（Hooray!）」と国をあげて歓迎する精神が国民に共有されていることがわかる。さらに、ネウヴォラをはじめ、子どもの発達や家族を見守る支援および社会保障の充実を見る際に、子育て支援政策および家族施策における「ジェンダーと多様性の問題」に配慮がなされていることを見逃してはならない。

4. フィンランドと日本の子育ての比較

(1) 男女平等と少子化の関連

戦後の日本の子育ては、家族内における性別役割分業規範にもとづき、男性は生産労働に（有償労働）、そして女性は再生産労働（育児・家事・介護）などの無償労働に割り当てられてきた。

子育て研究も「三歳まで母親の手で育てるのがよい」とするいわゆる三歳児神話を実証するタイプのものが多かった。1980年代に牧野（1982）や原（1987）をはじめとする女性研究がジェンダーの視点から子育て研究を行い、子育ての担い手を母親に矮小化することは、

むしろ母子ともに不健全な子育てに陥ることを立証したことは大きなパラダイムの転換であった⁵⁾⁶⁾。しかし、それ以降も社会規範が劇的に変わることはなかった。

日本政府は、1978年『昭和53年厚生白書』において「家族は社会の含み資産」であり、女性は家において育児や介護に無償で携わるべき「社会の資産」と位置づけている。配偶者控除、配偶者特別控除などで専業主婦を優遇する政策をとり、女性の無償労働を社会保障費と引き換えにしていたことは一般にはあまり知られていない。

その後、1990年の少子化による1.57ショックを経て、1994年に「今後の子育て支援に関する施策の方向性について(エンゼルプラン)」を定めた。さらに1996年の『平成8年厚生白書』において「三歳児神話に社会的根拠はない」と明確に認めている。

しかし、現在も子育ての社会化には至っていない。エンゼルプラン(1994)は「子育て期の母親を助ける」という方針であり、子育てにおけるジェンダーの変革の視点はない。その後、次世代育成支援対策推進法(2003)における「働き方の見直し」や育児休業における「パパママ育休プラス」など父親の子育て促進を意識した施策が出されている。しかし、子育ての担い手の中心的役割はあくまで母親に期待されており、父親の家事育児参加時間は先進諸国の中で最も少ないのが現状である(図1)。

日本の子育ては性別役割分業によって母親に割り当

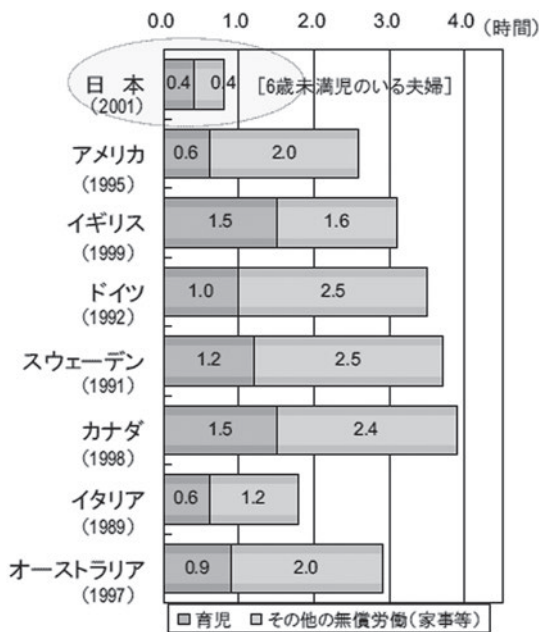


図1 6歳未満児がいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり) 出典：平成25年男女共同参画白書(厚労省2012)

表2 フィンランドの出産・子育て支援制度(フィンランド社会保険庁)

- 1) 母親手当：育児パッケージまたは現金140ユーロの給付
- 2) 母親休業手当は出産後も引き続き支給される
- 3) 児童手当は、子どもの出生翌月から毎月支給
- 4) 母親休業は105日勤務分付与
- 5) 母親または父親は、母親休業後、親休業を158勤務日取得可能
- 6) 父親は父親休業中、父親手当を54勤務日分受給する権利がある
- 7) 父親は母親が母親手当を受給中でも父親休業を1-18勤務日、取得が可能
- 8) 父親手当の残額は、母親手当と親手当の給付期間後に受給可能
- 9) 母親と父親は、1期間を12日以上とする最大2週間、親休業を交代で取得可能
- 10) 母親は、雇用を維持したまま、子どもが3歳になるまで無給休業を取得し、家庭で育児する権利を保持

てられ、かつ「子育ては私的責任(親の責任)」に矮小化されてしまったために、結果的に子育てから男性(父親)が排除される結果となったのである。

一方フィンランドでは子育てを「社会的責任」と位置付け、男女ともに働きながら子育てができるように、1930年代から出産・子育て制度を整備してきた(表2)。

「子どもは親が育てるのは当たり前」と考える日本は子ども、一人につき2000万円以上と言われる経済的負担を含め、子育て責任はほぼすべて親に期待される。とりわけ養育責任は母親に期待されている。また、公共の場で子どもを迷惑視する風潮や妊婦に対するハラスメントの報道が後を絶たない⁷⁾。一方、フィンランドでは少ない人口国における新しい命の誕生を国全体で喜ぶ風土とともに、戦後、男女が共に働き共に子育てするという政策に舵をきってきた。このことは、現在のフィンランドの出生率は1.8(2014)、日本が1.4(2013)である違い以上に、子育ての社会化と男女平等において大きな離れをもたらしたといえるだろう。

出生率については、世界的に女性の就労率が高さと、子どもの出生率が高さはおよそ相関関係にあることが明らかになっている(図2)。

少子化対策はすなわち男女共同参画政策であるべきことを示すこのデータは、すでに1990年代から示されていた。まず注目すべきことは、女性の就業率が高い国ほど合計出生率も概して高いという事実である(宗教的な理由から一部例外もある)。次に、女性の就業率も合計特殊出生率も低い国は、その多くが経済破たんに向かっていることである。

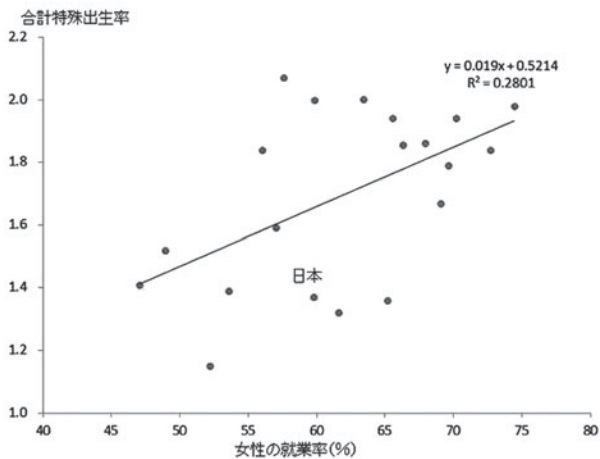


図2 合計特殊出生率と女性の就業率の相関 (OECD)

日本の家庭も1990年代を境に共働き家庭が片働き家庭を上回っている⁷⁾。日本政府が描いてきた「専業主婦が子育てをする」時代はすでに終焉している。日本の子育て支援政策に、男女共同参画の視点を盛り込まない限り、施策が機能しないことは自明である。

制度が異なるとはいえフィンランドの父親の約8割が育児休業を取得しているのに対し、日本では2% (2013) に過ぎない。

2014年には日本政府において「女性活躍推進法案」の成立が諮られた^{脚注2)}。これは男女平等の上に立った女性の活躍でなくてはならない。女性のみが、家事・育児・介護の再生産労働を担っている現状の上に、さらに生産労働をせよという趣旨であるとしたら、今後も少子化は進行することは明白である。

(2) フィンランドの子ども観・人間観

フィンランドは独立国としての歴史が浅く (1917年独立)、国土の多くが森で北欧の中でも北方圏に位置している。その厳しい寒さや地形のなかで、自然との共存を余儀なくされてきた。その自然や歴史において、性別や年齢、文化的相違、社会的地位、能力、宗教、性的志向にかかわらず、言語や民族の多様性を認めることで、フィンランドの国づくりが推進されてきた。

また日本と変わらない国土の広さの一方、人口約540万人という人的資源の少なさが労働力を必要としてきた。その社会的背景において、労働年齢にある女性の大半が有給労働に従事してきたことが、女性の労働力率の高さや男女平等の意識と繋がっている。

教育においてもフィンランドは、国際学習到達度調

査 (PISA) が世界第1位となり、その内容が注目を集めている。学士号、修士号の取得者 (2012年) や修士課程を含む大学生の数 (2012年) でも女性 (53.6%) が男性 (46.4%) よりも多い結果が出ている。それらを反映して、ジェンダー格差指数ランキングもアイスランドに次いで世界第2位 (世界経済フォーラム2013年) となっている。

フィンランドの教育は、すべての子どもが就学前教育、基礎教育を無償で受ける権利を持ち、教材や給食は無償で提供され、通学の交通機関も無料となる。大学院の博士課程にいたるまで無償である⁸⁾。

これらのデータから子どもはどのような環境にあっても平等に教育を受ける権利が保障されていることがわかる。この権利の保障は子どもの人権を尊重することに繋がり、それは子どもを育てる家族を経済的、精神的に支援することにも繋がる。まさに家族支援であり、子育ての社会化といえる。フィンランドの教育には人を育てることを重んじ、人としての権利を平等に確保、尊重することが見えてくる。ネウヴォラや育児パッケージの提供は、フィンランドの人間観や子ども観を乳幼児期から具現化しているといえよう。

先述した「育児パッケージ」の箱も、その当時、フィンランドでは生まれたばかりの新生児を安全かつ衛生的な場所で寝かせることができなかったという貧しい住宅事情を踏まえ、その場所を確保し、どの子どもにも平等性を担保するために考案された。箱のデザインもアールト大学に依頼、コンペにより決定している。フィンランドが誇る世界的建築家アルバー・アールトに由来するアールト大学であるが、箱のデザインを専門家に依頼、芸術的な資源を育児パッケージに活用するという発想は、限りある社会資源を創造的に多様に組み合わせるフィンランドの特徴であろう。

以前は、紙おむつも「育児パッケージ」に入っていたが、紙おむつの使用は森林伐採などによる自然破壊やごみの増加、焼却など環境を守る観点から紙おむつを使用することを考え直している。それに加え、保護者の希望やニーズを反映した内容の改善もなされている。性別にかかわらずに配布される色彩やデザインなどジェンダーフリーのアイテムは、それを身につける子どもや着せる親の子育てにも影響するものと思われる。

さらにその箱に「Family tree」(家族の木) という子育てのコンセプトを織り込む発想などは、子育てに限らず多くの場面で必要とされる志向性であろう。

2) 2014年10月に閣議決定。臨時国会に提出されたが、同年12月の国会解散によって廃案となった。その後の動向が注目されている。

5. 今後に向けて

本稿は、日本版ネオヴォラとフィンランドの育児パッケージを事例として、フィンランドの家族支援のあり様考察した。フィンランドの家族支援は、子どもを育てる責任は社会にあること、すべての子どもに平等な権利が保障されることを根本精神にしている。

それゆえに、親の状況すなわち経済格差や男女格差などのダイバーシティにも配慮がされている。それは極めて当然のこのように受け止められるが、翻って日本国内の状況を見ると、多様な家族の在り方さえも受け入れられていない。

子育て支援の枠組みも未だに「母と子」のセットに留まっており、子どもは公共の空間からも迷惑がられ排除されることすらある。一例をあげると、小学校を「迷惑施設」と捉え、移転計画先の近隣住民が反対するなどである。「うるさい、ほこりがたつ」などの理由から、次世代育成に寛容さを失った社会が見えてくる⁹⁾。

これらの問題はひとつずつ解決されなければならない。

筆者らの研究はまだ緒についたばかりであるが、ジェンダーの視点から子育て先進国の子育て政策・子育て支援を分析することで新たな視角を切り拓いていきたい。

引用文献

- 1) 宮本太郎「経済観測」毎日新聞 2015年1月17日
- 2) 「子育て2015 フィンランド式導入広がる」日本経済新聞 2015年2月24日
- 3) 「妊娠から就学まで 子育て続けて助言 東京版ネオヴォラ 都が新制度」読売新聞東京夕刊 2015年2月17日
- 4) フィンランド大使館広報部『「赤ちゃんようこそ！」祝福と歓迎のシンボル—フィンランドの育

- 児パッケージ』2014, 育児パッケージ展解説書
- 5) 牧野カツコ「乳幼児を持つ母親の〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』Vol.3, 1982
- 6) 原ひろ子『母親の就業と家庭生活の変動』1987, 弘文堂
- 7) 昭和55年から平成13年「労働力調査特別調査」平成14年以降は「労働力調査」より
- 8) フィンランド外務省広報文化局・フィンランド大使館広報部『フィンランドの男女平等』2014, 東京平版株式会社
- 9) 本田和子『子どもが忌避される社会—なぜ子どもは生まれにくくなったのか?—』2007, 新曜社

参考文献

- 1) 福島富士子「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援について」『月刊地域保健』46(1), pp.8-13, 2015
- 2) 藤井ニエメラみどり・高橋睦子『フィンランドの子育てと保育』明石書店, 2007
- 3) 木脇奈智子・太田由加里「多様化する子育て支援の現状と課題：第3報—フィンランドの家族支援ネオボラに着目して—」『藤女子大学QOL研究所紀要』Vol.9, 35-43, 2014
- 4) 内閣府・文部科学省・厚生労働省『子ども・子育て新制度 なるほどBOOK「すくすくジャパン！」』2014年9月改訂版
- 5) 高橋睦子「女性労働と子どもの人権の視点から見た家族の変容と福祉国家—フィンランドの事例研究」『総合政策論集』Vol.2, 島根県立大学総合政策学会, 137-151, 2001
- 6) 高橋睦子「福祉モデルの変遷—フィンランドの事例研究と福祉モデルの考察—」『総合政策論集』Vol.6, 島根県立大学総合政策学会, 31-48, 2003
- 7) 鈴木美奈子「母子保健と子育て支援の機能を一元化—子ども版地域包括ケアを目指す」『月刊地域保健』46(1), pp.45-52, 2015
- 8) 北海道高等学校教職員センター附属研究所・相談所『LOVE・子ども—入学式・卒業式・フィンランド・生きる学力』教育教育所ブックレット No.2

Comparative Studies on Child Care Support among Finland and Japan — From the Perspective of Gender Studies —

Nachiko KIWAKI

(Fuji Women's University, Faculty of Human Life Sciences, Department of Early Childhood Care and Education)

Yukari OTA

(Den-en Chofu Gakuen University, Faculty of Human Welfare, Department of Social Welfare)

This study is comparative studies on child care support among Finland and Japan, which aim to clarify the direction of child care support in Japan, in terms of gender and socialization.

This paper is a case study of Finland Neuvola and child care packages.

They celebrate the birth of babies and send a child care package to all new mothers, which include new born babies' items and new mothers items.

It suggested social Child Care Support of Finland society.

Key words: Finland, Neuvola, Child care packages, Family Support, Socialization of Child Care